

第2章 道路



(仮称)第2 音戸大橋
(呉市)

1 道路の概要

本県の道路網は、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道としては31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

これらの一般国道20路線を主軸として、地方的幹線の役割を担う主要地方道75路線と一般県道285路線、市町道59,829路線をもって道路網を形成し、その実延長は約28,661.6kmとなっている。

この道路網に加え、県境を越えた広域交流ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が開通している。

現在整備中の高規格幹線道路としては、中国横断自動車道尾道松江線、東広島・呉自動車道がある。

尾道松江線は、平成22年11月に尾道JCT～世羅IC間が暫定2車線で供用され、世羅IC～県境間については、平成26年度の全線完成に向けて用地買収及び工事が進められている。

東広島・呉自動車道は、平成19年11月に上三永IC～馬木IC間、平成22年3月に高屋JCT・IC～上三永IC間が暫定2車線で供用されており、黒瀬IC（仮称）～阿賀IC（仮称）間については、平成23年度中の供用を目指して工事が進められているとともに、残る馬木IC～黒瀬IC（仮称）間についても、平成26年度の全線完成に向けて用地買収及び工事が進められている。

また、県土の均衡ある発展のため、地域高規格道路の整備を促進しており、これまでに、県内では「計画路線」として江府三次道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として、益田廿日市道路等の4路線が指定されている。

一方、広島都市圏において定時性、高速性機能の強化を図る観点から、平成9年に広島高速道路公社を県・市共同で設立し、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線の一部、4号線を供用し、残る3号線の一部、5号線について事業を進める。

(1) 道路の管理区分

道路の種類		区分	路線の指定設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考
高速自動車国道			内閣	西日本高速道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法	
一般国道	本州四国連絡道路		内閣	本州四国連絡高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
	指定区間		内閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
	指定区間外	広島市の区域外	内閣	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広島市の区域	内閣	広島市	道路法第5条 " 第17条	
		有料道路	内閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
県道	下記以外	知事	県	道路法第7条 " 第15条		
	有料道路	知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法		
	広島市の区域	知事	広島市	道路法第7条 " 第17条		
	三次市の区域の一部	知事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線	
市町道	下記以外	市町長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法及び半島振興法による道路管理の代行(県)がある。	
	有料道路	市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法		